

官報

号外
昭和三十九年十二月十八日

○第四十七回 参議院會議録追録

物価政策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和三十九年十二月九日

参議院議長 重宗 雄三殿

木村禧八郎

物価政策に関する質問主意書

池田内閣は、物価問題懇談会の「最近の物価問題に関する報告書」をうけて、本年一月二十四日、閣議決定十三項目にわたる物価安定策を公約公表した。そのなかの一項目、公共料金の一年間値上げストップの措置は、たしかに政府の努力によつて実行された。ところが本年秋以来、予算編成にあたり、財源不足を理由に、消費者米価、医療費の値上げが決定された。また、公共料金値上げやむをえずとする経済関係懇談会の意見がしばしば報道され、各省関係閣で意見の調整がなされていると伝えられている。

最近の消費者物価の値上がりの状況は、ますます激しく各業界に連鎖的に広がり、物価の動向は国民の注目するところである。

新しく政権を担当された佐藤内閣においても、物価対策は最も緊急かつ重要な課題として強力に推進される方針と思う。その意味で、政府の今日

までの、或は将来の物価安定政策の具体的な措置内容や効果を左記の質問に基づいて文書をもつて回答されたい。

一、政府は、これまで公約された物価安定対策、とくに昭和三十八年七月の生鮮食料品流通機構改善策、本年一月の物価安定策について、それが、その後どのような具体的な形でそれぞれ実施されたか、またそれらはどのような効果を示したと考へているか。

二、物価対策国民会議が昭和三十八年十月池田内閣総理大臣に提出した「要望書」について、政府はどのような具体的措置をとられたか。同要望書の提出にかかる公正取引委員会の機構と機能の拡充などはどのように進んでいるか。

三、最近の生鮮食料品の値上がりは急激で、さらに来春には、各種の公共料金やサービス料金が一齐に値上げされるように聞いているが、政府はこの状況をどのように判断され、どのような措置を考へておられるか。国民生活の安定と、物価抑制のためにどのような具体策をとり、あるいはとらうとしておられるか。

右の三項について、政府の責任ある説明を求めらる。

内閣参質四七第二号

昭和三十九年十二月十八日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

参議院議長 重宗 雄三殿

参議院議員木村禧八郎君提出物価政策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員木村禧八郎君提出物価政策に関する質問に対する答弁書

一(1) 政府としては、これまで物価の安定を図るための具体策を定めてこれを実施してきており、昭和三十八年七月には「生鮮食料品流通改善対策要綱」を、また、本年一月には物価問題懇談会の意見をきいて「当面行なうべき物価安定のための具体策」を定めた。

これらの具体策は、担当各省それぞれの立場で鋭意実施に移しているところであり、また、「当面行なうべき物価安定のための具対策」については経済企画庁が各省の実施状況報告を随時求め、これを経済関係閣僚懇談会に報告してその実施の推進と確保を図っている。

(2) その実施状況は、次のとおりである。

ア 輸入政策

消費物資の供給の安定を図るため、如油、LPG、たけ及びにしの卵、レモン、抗生物質等消費物資の輸入自由化を実施するとともに、消費物資についての輸入枠の拡大、輸入方式の改善等、消費物資の輸入の円滑化を図つた。

イ 低生活性部門の生産性向上対策

(ウ) 農林漁業については、生産基盤の整備開発、試験研究の拡充強化、技術普及及体

制の整備拡充を図るとともに、構造改善のための諸施策を強力に推進している。

(イ) 中小企業については、設備の近代化、事業の共同化等のため設備近代化資金、高度化資金を拡充するとともに、設備近代化資金貸付対象業種、中小企業近代化促進法の指定業種に消費関連業種を優先的に指定し、その重点的効率的な運用を図っている。

ウ 流通機構の近代化促進

卸商団地の造成、共同仕入事業の促進等流通経路の整備を推進するとともに、中小企業によるスーパーマーケット、寄り合い百貨店設立の促進等小売店の経営の近代化の諸施策を実施している。

特に生鮮食料品の流通の改善を図るため、次の措置をとっている。

(ウ) 卸売段階については、卸売人の手数料の引下げ等を行なつたほか、上場単位の引上げ、上場単位の明確化、せりの共同化など売買取引の合理化を進めており、また、東京大阪等を中心に中央卸売市場の施設の整備拡充を進めるとともに、新潟市および大阪東部の市場を開設した。なお東京都食肉中央卸売市場の開設については、東京都において関係者と協議を進めているが、近く最終的な結論を出すべき段階に至っている。

(イ) 小売段階については、生鮮食料品総合小売市場の設置を推進するため、第四十六回国会に提出し継続審査となつた「食料品総合小売市場管理法案」の早期成立を期するとともに、標準品小売店の拡

昭和三十九年十二月十八日 参議院會議録追録

質問主意書及び答弁書 審査報告書(第六号参照)

審査報告書(第七号参照)

二

充、牛乳共同保管施設および食肉食鶏共同処理施設の設置の推進を図っている。このほか冷凍魚の消費普及を図っている。

(ウ) 生産および出荷の段階については、野菜指定産地推進事業、野菜生産安定事業等の推進、畜産物の出荷施設、水産物の冷蔵施設の整備などにより、出荷の安定化と計画化を図っている。また、生鮮水産物について通い容器の普及など包装の合理化を図るとともに、輸送の円滑化を推進している。

以上のほか、豚肉について関税を弾力的に軽減または免除できる制度を設けるなど、輸入制限の行なわれている生鮮食料品についてその消費者価格が著しく上昇する場合には、弾力的に輸入を行ないうるような措置を講じた。

エ 競争条件の整備
違法なカルテルに対する取締りの強化、独禁法適用除外カルテルの慎重な処理等独禁法の運用を厳にするとともに、価格が硬直的な商品についての実態調査を推進している。

オ 公共料金
値上げ風潮を断ち切るため、政府が規制する価格・料金については、本年一杯据え置くこととし、これを実施している。その例外措置については経済関係閣僚懇談会に附議して慎重に処理している。

(3) 物価対策、殊に構造対策のようなものは、その効果は徐々に現われて来る性質のものであるから、これらの対策の効果を、現在具体

的に述べることは困難であるが、物価安定のためには、このような政策を地道に着々と進めていくことが必要と考える。

二(1) 国民生活の安定向上を図るためには、物価の安定が緊急且つ重要な課題である。政府としては、本年一月二十四日の閣議において「当面行なうべき物価安定のための具体策」を定め、関係各省の有機的連携の下に、これを鋭意実施しているところである。

(2) 公正取引委員会の機構と機能の拡充については、本年四月一日より審査部の増員を図るとともに、不公正な取引方法の取締りを強化するため、七月一日より従来の大阪、名古屋および福岡に加えて、新たに札幌に地方事務所を開設した。

三(1) 最近の消費者物価の上昇は、夏の干ばつ、台風被害、例年より早い秋冷等によつて野菜の作柄が不良であつたこと等による野菜価格の急騰が主因であつて、現に、野菜の出廻り期に入つた十一月の東京の消費者物価は下落している。

政府としては、生鮮食料品の価格の安定を図るため、去る十一月二十日に「当面の生鮮食料品等の価格安定対策」を経済関係閣僚懇談会において定め、これを実施に移している。

(2) 消費者物価の上昇は、基本的には、わが国経済の近代化に伴なう構造的要因に根ざすものであるから、今後の物価動向には十分注意しなければならぬものと考へている。
物価の安定のためには、経済の成長をすみやかに安定基調にのせることがまず基本的な重要であり、同時に、低生産性部門の近代化、

流通機構の合理化、労働力の流動化促進等の構造対策を進め、また、公正な価格形成のための競争条件を整備して価格が適正に決められるようにしていくことが必要である。この方針の下に、さらに適切な具体策を実施していく。

また、公共料金については据置措置の期限が切れた後も一斉に値上げするようなことはせず、事実ごとに経営の実体、合理化の余地、物価に及ぼす影響等を総合的に勘案して慎重に処理していく。

〔第六号参照〕

審査報告書

石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年十二月十四日

石炭対策特別委員長 剣木 亨弘

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、最近における石炭鉱業合理化の急速な進展に伴い、保安上鉱業を廃止させることを必要とする石炭鉱山が、当面なお発生するおそれが生じてきている実情にかんがみ、本法の有効期間を昭和四十三年三月三十一日まで延長し、保安不良炭鉱の整理を円滑に行なわしめんとするもので、おおむね妥当な措置であると認める。

二、費用

本法施行のため、昭和四十年度には、約六千九百万円を必要とする見込みである。

〔第七号参照〕

審査報告書

一般職の職員給与に關する法律等の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年十二月十六日

内閣委員長 下村 定

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、本年八月十二日付の人事院勧告に基づき、一般職の国家公務員の俸給月額を平均七・九パーセント引き上げるとともに、期末、勤勉手当、通勤手当、宿日直手当等の改正を行ない、本年九月一日からこれを実施し、あわせて、明年四月から暫定手当の一段階相当分を俸給に繰り入れ、昭和三十六年十二月の人事院勧告の実施を図る等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

二、費用

給与改善費として約百五十九億八千二百万円(防衛庁職員分を除く、特別職職員分を含む)が、昭和三十九年度補正予算に計上されている。

四

第五四八号、第五四九号、第五五〇号、第五五一号、第五六一号、第五六二号、第五六三号、第五六四号、第五六五号、第五六六号、第五六七号、第五六八号、第五六九号、第五七〇号、第五七一号、第五七二号、第五七三号、第五七四号、第五七五号、第五七六号、第五七七号、第五七八号、第五七九号、第五

第一九号 国立東北工業開発試験所の早期設置に関する請願

參義完義長
重宗 惟三毀

第四二四号 洋魚出荷業者等の荷大丁間の関

第四二四号 鮮魚出荷業者等の窮状打開に關する請願

第七八一号 農林漁業の革新的近代化に関する請願

第七八三号 昭和四十年年度農業構造改善予算確保に関する請願

第七八四号 農業構造改善事業促進対策の整備刷新に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十三年十二月十七日

農林水産委員長 温水 三郎

参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書(通信委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第三二二号 特定郵便局局舎の整備促進に関する請願

第一五六号 福島県内の電話即時化に関する請願

第六〇八号、第六〇九号、第六一〇号、第六二九号、第六三〇号、第六四九号、第七〇〇号、第七〇一号、松山郵政局庁舎新築に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十三年十二月十七日

通信委員長 占部 秀男

参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書(文教委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第一二二号 公立文教施設整備促進に関する請願

第二八八号 新潟大学に歯学部設置に関する請願

第三一七号、第一三八号、第一六六号、第一六七号、第一七七号、第一八〇号、第二一〇号、第二六三三号、第三〇一〇号、第三一九九号、第三三六号 学校栄養士の設置に関する請願

第一〇〇号 青少年の健全育成に関する請願

第一二六号、第一九五号 義務教育における特殊学級の設置運営に対する国庫補助金増額に関する請願

第一五七号 奈良女子大学に大学院理学研究科(修士課程)設置に関する請願

第二六四号 日本学校安全会事務費全額国庫補助に関する請願

第二七七号 小、中学校児童生徒の通学費国庫助成に関する請願

第二八八号 へき地小規模校を有する市町村に対し教職員定数の標準及び給与費等国庫負担に関する請願

第三二二号 学校視聴覚教育振興法制定に関する請願

第三三〇号 高等学校視聴覚教材設備に関する請願

第三三八号 へき地教育振興に関する請願

第四六一号 県立島根農科大学の国立大学移管に関する請願

第五〇五号 昭和四十年年度に島根農科大学の国立移管に関する請願

第八〇一号 日本学校安全会の災害防止活動経費全額国庫補助等に関する請願

第八二二号 小、中学校における書写、書道教育振興等に関する請願

第八〇三三号 義務教育施設整備と通学対策強化に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十三年十二月十七日

文教委員長 野本 品吉

参議院議長 重宗 雄三殿

第二九〇号 国鉄第三次長期計画の資金確保に関する請願

第四二二号 東北本線北上、六原両駅間に簡易駅設置の請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十三年十二月十七日

運輸委員長 野上 進

参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書(運輸委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第二〇号 空港整備促進に関する請願

第二二二号 東北本線並びに奥羽本線の複線化、電化及びこう配改良工事促進に関する請願

第一〇四号 三陸沿岸縦貫鉄道の早期完遂に関する請願

第一二二二号 日本国有鉄道第三次投資計画実現に関する請願

第一六四号 名古屋港高潮防波堤建設に伴う犠牲小型船業者の救済融資措置に関する請願

第一七三三号 奥羽本線十文字駅舎改築並びに貨物ホーム整備促進に関する請願

第二三四号 磐越東線における準急列車増強に関する請願

第二三五号 丸森線、野岩羽線及び只見線の早期建設に関する請願

第二三六号 鳥取県境新港湾整備五箇年計画促進に関する請願

第二五二二号 国鉄の第三次長期計画推進に関する請願

第二五三三号 総合観光開発推進に関する請願

第二九〇号 国鉄第三次長期計画の資金確保に関する請願

第四二二号 東北本線北上、六原両駅間に簡易駅設置の請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十三年十二月十七日

運輸委員長 野上 進

参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書(外務委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第一三三三号 国後島、択捉島、北千島及び樺太地域への墓参実現に関する請願

第二五五号 原水爆の禁止等に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十三年十二月十七日

外務委員長 青柳 秀夫

参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書(建設委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第九九号 緑川並びに関連支派川の改修事業促進に関する請願

第二二二号 東北自動車道の早期着工に関する請願

第一一九九号 鳥取県千代川の一級河川指定等に関する請願

第二二〇号 鳥取県千代川水系の一級河川指定に関する請願

六

之類する諸君

昭和三十三年十二月十八日 参議院會議録 追録 審査報告書(継続案件)

審査報告書

商法の一部を改正する法律案(継続案件)

右の件については、審査を終了しなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十三年十一月七日

法務委員長 木島 義夫
参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本法案は、第四十六回国会に提出され、提案理由の説明を聴取したが、慎重な審査を必要とするため、閉会中も継続審査を行なうこととなつた。閉会中においては主として資料の収集に努めたが、なお充分検討の必要があり、審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

鉄道公安職員の職務に関する法律を廃止する法律案(継続案件)

右の件については、審査を終了しなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十三年十一月七日

法務委員長 木島 義夫
参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本法案は、第四十六回国会に提出され、提案理由の説明を聴取したが、慎重な審査を必要とするため、閉会中も継続審査を行なうこととなつた。閉会中においては主として資料の収集に努めたが、なお充分検討の必要があり、審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

売春防止法の一部を改正する法律案(継続案件)

右の件については、審査を終了しなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十三年十一月七日

法務委員長 木島 義夫
参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本法案は、第四十六回国会に提出され、提案理由の説明を聴取したが、慎重な審査を必要とするため、閉会中も継続審査を行なうこととなつた。閉会中においては主として資料の収集に努めたが、なお充分検討の必要があり、審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

国民金融公庫法の一部を改正する法律案(継続案件)

右の件については、審査を終了しなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十三年十一月七日

大蔵委員長 村松 久義
参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本法案は、第四十六回国会開会中においては、提案理由の説明及び補足説明を聴取し、質疑を行なつた。

閉会中においては、主として資料の収集に努めたが、審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

税理士法の一部を改正する法律案(継続案件)

右の件については、審査を終了しなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十三年十一月七日

大蔵委員長 村松 久義
参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本法案は、第四十六回国会開会中においては、提案理由の説明及び補足説明を聴取し、質疑を行なつた。

閉会中においては、主として資料の収集に努めたが、審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

国有林労働者の雇用の安定に関する法律案(継続案件)

右の件については、審査を終了しなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十三年十一月七日

社会労働委員長 藤田藤太郎
参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本法案は、第四十六回国会に提出され、同国会において、提案理由の説明を聴取し、これに続く閉会中は資料の収集に努めたがなお充分検討の

必要があり、審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案(継続案件)

右の件については、審査を終了しなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十三年十一月七日

社会労働委員長 藤田藤太郎
参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本法案は、第四十六回国会に提出され、同国会において、提案理由の説明を聴取し、これに続く閉会中は資料の収集に努めたがなお充分検討の必要があり、審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

食料品総合小売市場管理法(継続案件)

右の件については、審査を終了しなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十三年十一月七日

農林水産委員長 温水 三郎
参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本法案は、本年五月十二日衆議院で原案通り可決され、即日本院に送付、本委員会に付託された。本委員会は、五月二十二日本法案について提案理由、提出資料等の説明を聴取した後、同月

二十九日、六月二日、六月四日、六月五日、六月九日の五回にわたり、政府当局に対し質疑を行なつた。問題となつた主な事項は、本法による生鮮食料品の小売段階の対策と生産面との関係、野菜の生産対策、中央卸売市場、本法の目的と構想等であり、とくに、政府の期待する効果が本法律案によつてあげることができ、予想される既存業者への影響等を合理的に調整できるか等の問題に關連して、多くの質疑が行なわれた。

以上のように本委員会は本法律案について審査を重ねたが、他の法律案の審査の都合もあり、一応審議を見合わせることにしたが、会期末になつても審査に入る時間的余裕を見出せないため、更に慎重に審査を進めるために閉会中も継続して審査を行なうことに決定した。

閉会中においては、資料の収集等に努めたが、審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

都市高速鉄道建設助成特別措置法案（継続案件）

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十九年十一月七日

参議院議長 重宗 雄三殿
運輸委員長 野上 進

経過の概要

本法律案は、第四十六回国会に提出され、同国会において提案理由の説明を聴取し、閉会後においてもつばら資料の収集に努めたが、審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

昭和三十七年度一般会計歳入歳出決算、昭和三十七年度特別会計歳入歳出決算、昭和三十七年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和三十七年度政府関係機関決算書（継続案件）
昭和三十七年度物品増減及び現在額総計算書（継続案件）
昭和三十七年度国有財産増減及び現在額総計算書（継続案件）
昭和三十七年度国有財産無償貸付状況総計算書（継続案件）

昭和三十七年度国有財産無償貸付状況総計算書（継続案件）

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十九年十一月七日

決算委員長 柴谷 要
参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会は、第四十六回国会開会中及び閉会中、表記の件に關し、政府当局及び参考人の出席を求め、北海道開発庁、厚生省、防衛庁、大蔵省、農林省、農林漁業金融公庫、愛知用水公団、通商産業省、日本開発銀行、日本輸出入銀行及び中小企業金融公庫関係の質疑を行ない、また、委員を現地に派遣して、実地の審査を行なつたが、審査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十九年十一月七日

内閣委員長 下村 定
参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会は、表記の件に關し、第四十六回国会開会中、昭和三十九年度行政管理庁関係予算に關する件について山村行政管理庁長官、昭和三十九年度總理府本府関係予算に關する件について野田總理府總務長官、昭和三十九年度宮内庁関係予算に關する件について瓜生宮内庁次長、昭和三十九年度人事院関係予算に關する件について佐藤人事院總裁からそれぞれ説明を聴取し、林野庁定員外職員の問題に關する件について山村行政管理庁長官、田中林野庁長官及び農林省当局に對し、公務員の給与問題に關する件について大橋國務大臣（給与担当）、佐藤人事院總裁及び人事院当局に對し質疑を行なうとともに近畿、九州地方に委員を派遣し、国の地方出先機関及び公務員制度等の実情について調査を行なつた。

次いで閉会後は、国家公務員の給与に關する件について佐藤人事院總裁及び人事院當局に對し、一般職の国家公務員の給与に關する報告及び勧告に關する件について佐藤人事院總裁から説明を聴取した後、同總裁、吉武自治大臣、人事院、自治省當局に對し、恩給に關する件について白井總理府總務長官及び恩給局當局に對し、公務員の給与問題に關する件について増原國務大臣（給与担当）、吉武自治大臣、佐藤人事院總裁及び大蔵省、自治省、人事院當局に對しそれぞれ質疑を行なうとともに、九州地方に委員を派遣し、国の地方出先機関及び公務員制度等の実情について調査を行

なつた。

なお右のほか、各種調査資料の収集等を行なつたのであるが、その対象が広範多岐にわたつており、調査すべき事項が多いため、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

国の防衛に關する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十九年十一月七日

内閣委員長 下村 定
参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会は、表記の件に關し、第四十六回国会開会中、昭和三十九年度防衛庁関係予算に關する件について、防衛庁及び防衛施設庁當局からそれぞれ説明を聴取し、太田、大泉の飛行場返還問題に關する件、北富士演習場に關する件について福田防衛庁長官及び防衛庁當局に對し質疑を行なうとともに近畿、九州地方に委員を派遣し、自衛隊の実情について調査を行なつた。

次いで閉会後は、新潟地震の被害地に對する自衛隊の災害派遣に關する件、ジェット戦闘機F-4の四機の継続生産に關する件、第三次防衛力整備計画に關する件、国の防衛問題等に關する件、太田、大泉の飛行場返還問題に關する件、米國原子力潜水艦の日本寄港問題に關する件について小泉防衛庁長官、防衛庁、外務省、科学技術庁當局に對し質疑を行ない、又最近の航空自衛隊及び米軍の航空機事故に關する件について小泉防衛庁長官

昭和三十九年十二月十八日 参議院会議録追録

調査報告書

及び防衛庁当局から説明を聴取した後、同長官及び防衛庁当局に対し質疑を行なうとともに、九州地方に委員を派遣し、自衛隊の実情について調査を行なつた。

なお、右のほか、各種調査資料の収集等を行なつたのであるが、その対象が広範多岐にわたつており調査すべき事項が多いため、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

地方行政の改革に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十九年十一月七日

地方行政委員長 高野 一夫

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会は、第四十六回国会から同国会閉会後にわたり、地方行政の改革に関する調査の一環として主として左記事項に関し、政府の説明を求め質疑を行なつたほか、岡山、広島、愛知、岐阜、三重、熊本、宮崎、鹿児島各県に対し委員派遣を行なう等鋭意調査を進めたが、その対象が広範多岐にわたつてゐるため調査を終了するに至らなかつた。

記

- 一、昭和三十九年度自治省及び警察庁関係予算並びに提出予定法律案に関する件
- 二、昭和三十九年度地方財政計画に関する件
- 三、地方議会議員報酬等抑制問題に関する件
- 四、地方財政の運営の問題に関する件

- 五、昭和三十九年度地方交付税の配分に関する件
- 六、人事院勧告に伴う地方公務員の給与に関する件
- 七、新潟地震災害に関する件
- 八、川崎等爆発災害に関する件
- 九、山陰地方等における豪雨災害に関する件
- 十、台風二十号による災害に関する件
- 十一、トルコ風呂における風紀の問題に関する件
- 十二、風俗営業取締法改正後の実施状況及び取締状況に関する件
- 十三、オリンピック開会に伴う治安及び交通対策に関する件
- 十四、学校給食に関する件

調査報告書

検察及び裁判の運営等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十九年十一月七日

法務委員長 木島 義夫

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

出入国管理に関する件、検察官の綱紀粛正に関する件、選挙違反事件に関する件等について、それぞれ法務省、自治省及び警察庁当局より事情を聴取する等種々調査を行なつたが本件調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

国際情勢等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十九年十一月七日

外務委員長 青柳 秀夫

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会は、第四十六回国会開会中、日中間問題、日韓問題、ヴェトナム問題、沖繩問題、日仏外相会談に関する問題及びキューバ貿易問題等について大平外務大臣の見解を質するとともに、外務省当局に対し質疑を行なう等の調査を行なつた。

調査報告書

教育、文化及び學術に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十九年十一月七日

文教委員長 野本 品吉

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会は、第四十六回国会及び同閉会中において、教育、文化及び學術に関する調査を行なつたが、特に、人づくりと文教政策に関する件、義務教育諸学校の教科用図書が無償措置に関する法律の施行に関する件、公立高等学校の授業料値上げに関する件、基地周辺における学校の防衛施設に関する件、義務教育諸学校の養護教諭充足に関する件、教職員の人事移動に関する件、千葉大学の留学生に関する件、産炭地域における公立小中

学校の学級編制及び教職員定数に関する件、学徒援護会に関する件及び義務教育費国庫負担法にかかる限度政令公布に関する件等について文部省等関係当局に対して質疑を行なつたほか、文化財保護については、特に千葉県の加曾利貝塚の現地調査を行ない、また、離島におけるべき地教育等地方教育の実情についても石川県、福井県及び長崎県に委員派遣を行ない、これを調査した。

政府当局並びに参考人から説明を聴取し、質疑を行なつた。

なお、開会中委員を三班に分ち、静岡、山梨、大阪、滋賀、福岡、熊本、長崎及び岡山の各府県に、また、閉会中委員を二班に分ち、京都、鳥取、青森及び岩手の各府県にそれぞれ派遣して地方における厚生行政の実情を調査した。

調査報告書

社会保険制度に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十九年十一月七日

社会労働委員長 藤田藤太郎

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

第四十六回国会及び同閉会中においては、本調査の一環として、厚生行政の基本方針、昭和三十九年度厚生省関係予算、医療及び看護制度、生活環境施設整備、大気汚染防止対策、清掃法の改正、トルコ風呂の規制、国立公園行政、在日朝鮮人の生活保護、国民休暇村の運営、病院の管理運営上の問題、国民健康保険、輸血、ハンセン氏病患者の看護、看護婦養成計画、食品の残留農薬、原子爆弾被爆者の援護、石炭産業の健康保険、災害対策、上下水道、コレラ対策、社会保険病院の経営、食中毒対策、医療費、昭和四十年年度厚生省関係予算要求、一般厚生行政等の諸問題について、

調査報告書

労働問題に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十九年十一月七日

社会労働委員長 藤田藤太郎

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

第四十六回国会及び同閉会中においては、本調査の一環として、労働行政の基本方針、労働省関係今期国会提出予定法律案、昭和三十九年度労働省関係予算、最近の雇用失業情勢、日本電信電話公社及び公共企業体並びに政府関係機関における労働問題、中高年令者の雇用対策、炭鉱離職者の移転就職用住宅問題、港湾労働問題、職業訓練、職業安定等の労働行政の問題、駐留軍労働者問題、失業対策事業の運営に関する問題、雇用促進事業団秋田総合職業訓練所における労働問題、金沢郵政局管内における労働問題、公共企業体等における賃金紛争問題、公共企業体等労働委員会の仲

裁裁定、林野庁における雇用問題、労働時間短縮及び雇用問題、公務員給与に関する問題、昭和四十年年度労働省関係予算要求の概要等の諸問題について、政府当局から説明を聴取し質疑を行なつた。

また、国際労働条約第八十七号の批准問題に關し、委員懇談会を開き、国際労働機関理事會における審議の経過について、政府当局及び参考人の出席を求め意見を聴取した。

調査報告書

農林水産政策に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十九年十一月七日

農林水産委員長 温水 三郎

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会は、第四十六回国会開会中、「農林水産政策に関する調査」に關し、農林水産基本政策、昭和三十八年度の農業及び漁業の動向報告、日韓漁業、畜産物価格、でん粉価格等に関する事項について政府当局から説明を聴取し、参考資料を収集する等調査を行なつた。

閉会中においても、山口湾の淡水化、園芸農産物の流通、甘しよ及びでん粉の価格維持、バナナの輸入及び流通、韓国のりの輸入、政府管理飼料の価格等に関する事項について調査を行なうとともに、東北(岩手県及び青森県)ならびに北九州(佐賀県及び長崎県)にそれぞれ委員を派遣して、農林漁業の実情を調査した。

調査報告書

産業貿易及び経済計画等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十九年十一月七日

商工委員長 梶原 茂嘉

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会においては、第四十六回国会及びこれに続く閉会中「産業貿易及び経済計画等に関する調査」に關し、主として左の事項について政府関係者の出席を求め質疑を行ない、資料を収集整備する等鋭意調査を進めてきたが、調査の内容が広範多岐にわたつてゐるため、結論を得るに至らなかつた。

調査項目

- 一、通商産業省の施策及び予算に関する件
- 一、経済企画庁の施策及び予算に関する件
- 一、公正取引委員会の業務概況に関する件
- 一、商品取引所に関する件

昭和三十三年十二月十八日 参議院會議録追録

調査報告書

等その対策について検討を行なつた。

しかしながら本件の対象は広範多岐にわたつてゐるため、未だこの調査を終了することが出来なかつた。

調査報告書

郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十三年十一月七日

参議院議長 重宗 雄三殿 通信委員長 占部 秀男

経過の概要

本委員会は、第四十六回国会開会中並びに同国会閉会中において、郵政事業、電気通信事業、電波監理及び放送等につき鋭意調査を進め、その間簡保資金の融資、年末首の郵便対策、特定郵便局制度、オリンピックのテレビ世界申練、太平洋横断海底ケーブル、東南アジア海底ケーブル等の諸問題について質疑を行なつた。また委員派遣を行なつて各地方の実情を調査するとともに資料を収集した。しかし本件は、その対象がきわめて広範多岐にわたつてゐるため結論を得るに至らなかつた。

調査報告書

建設事業並びに建設諸計画に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十三年十一月七日

参議院議長 重宗 雄三殿 建設委員長 安田 敏雄

経過の概要

一、本委員会において第四十六回国会開会中、左

の件について関係政府当局の出席を求めて質疑を行なつた。河川の管理及び水利状況その他の実情調査のため、九州地方に委員派遣を行ない、国土縦貫道の建設に関し甲信地方の視察を行なつた。

建設行政の基本施策に関する件

昭和三十三年建設省関係予算に関する件

建築基準法に関する件

二、第四十六回国会開会中においても、左の件について関係政府当局及び参考人の出席を求め質疑を行なつた。

(一) 多摩川河川敷の住宅団地建設計画に関する件

(二) 首都高速道路の建設状況に関する件

(三) 国立劇場の建設用地に関する件

(四) 高速道路の管理並びにバス路線運行免許に関する件

(五) 建設工事の入札制度に関する件

(六) オリジンピック開催に伴う建設工事の一時中止に関する件

(七) 日光東照宮周辺の道路拡張計画に関する件

(八) 荒川水系における砂利採取に関する件

三、これらの件について、さらに資料を収集、整備する等調査を進めてきたが、その対象が広範多岐にわたつたため、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

予算の執行状況に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十三年十一月七日

参議院議長 重宗 雄三殿 予算委員長 寺尾 豊

経過の概要

本委員会は、第四十六回国会開会中、表記調査の件に関し、昭和三十三年六月五日及び六日の二

日間には再び委員会を開き、総理以下関係各大臣に対し質疑を行なうなど鋭意調査を進め、次いで、同国会閉会中も、北海道、新潟、山形、香川、徳島、高知、愛媛、長崎、熊本、大分各県に委員を派遣し、また、十月二十九日及び三十日の両日には再び委員会を開くなど、引き続き調査を進めて来たのであるが、本調査は、その対象がきわめて広範多岐にわたつたため、かつ予算の執行が未だ年度中途にあるため、調査を終了することができなかつた。

調査報告書

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十三年十一月七日

参議院議長 重宗 雄三殿 決算委員長 柴谷 要

経過の概要

本委員会は、第四十六回国会開会中及び閉会中、表記の件に関し、昭和三十三年度決算審査と並行し、資料の収集、検討又は委員派遣を行なう等、鋭意調査を進めてきたのであるが、本件はその対象がきわめて広範多岐にわたつたため調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

科学技術振興対策樹立に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十三年十一月七日

参議院議長 重宗 雄三殿 科学技術振興対策特別委員長 村尾 重雄

一、日韓経済関係の諸問題に関する件

一、中小企業金融問題に関する件

一、産業災害に関する件

一、総合エネルギー政策に関する件

一、山陰及び北陸地方の豪雨による商工関係被害に関する件

委員派遣

一、電気事業及び繊維工業等の実情調査(東海、紀勢班及び関西、中国班)

一、電源開発、金属鉱業並びに繊維工業の実情調査

調査報告書

運輸事情等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十三年十一月七日

参議院議長 重宗 雄三殿 運輸委員長 野上 進

経過の概要

本委員会は、今期国会開会中及び閉会中において運輸行政の基本政策について検討したほか、主として、自動車行政に関する件、航空に関する件、海運行政に関する件、港湾に関する件、海上保安に関する件、日本国有鉄道の運営に関する件等について、運輸省、日本国有鉄道当局等から、説明を聴取し、資料の収集を行ない、又、閉会中、日本国有鉄道の運営、鉄道新線建設の状況、陸運行政、港湾整備及び航空施設等の件について現地の実情を調査するため、北海道、東北の各地方に委員派遣を行なつた。

なお、通勤輸送対策、鉄道事故防止対策、航空、海難、路面交通事故防止対策に関しては、それぞれ小委員会を設置し、参考人の意見を聴取す

経過の概要

本特別委員会は、第四十六回国会開会中において、「科学技術振興対策」に関する調査に關し、科学技術庁長官より、科学技術振興のための基本施策についてその所信を聴取するとともに、昭和三十九年度科学技術庁の施策及び予算に關する件、日本科学技術情報センターの運営情況に關する件、原子力施設の周辺地域整備に關する件及び原子力政策に關する件について、政府関係者及び参考人の出席を求め質疑を行なつたほか、試験研究施設の現地調査を行なつた。

また、同開会中においては、原子力潜水艦の寄港に關する件について、政府関係者に対し質疑を行なつたほか、関東、東北地方に委員を派遣して科学技術の振興状況並びに研究施設の現地調査を行なつた。このほか、資料を収集整備する等調査を進めてきたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

オリンピック東京大会準備促進に關する調査(總統事件)
右の件について、調査を終つた。よつて別冊の通りその経過並びに結果を報告する。

昭和三十九年十一月七日

オリンピック準備促進特別委員長 佐藤 尚武
促進特別委員長 佐藤 尚武
参議院議長 重宗 雄三殿

経過並びに結果

オリンピック準備促進特別委員会は、オリンピック東京大会に關する諸問題を調査し、その準備促進を図ることを目的として第四十四回国会昭和三十一年一月二十四日に設置されて以来、第四十六回国会に至るまで毎国会継続して設けられ、付託議案の審査、各種問題の調査、あるいは現地調査を通じ、東京大会の準備促進のための問題点の検討、障害の排除等に努めた。

この間、付託された議案は、第四十三回国会に

昭和三十九年十二月十八日 参議院會議録追録

おける寄附金付きたばこ「オリンピア」販売のため

の「オリンピック東京大会の準備等に必要なる資金に充てるための寄附金付きたばこ」の販売に關する法律案、第四十四回国会における「ファイル付オリンピア」販売のための「オリンピック東京大会の準備等に必要なる資金に充てるための寄附金付きたばこ」及び第四十六回国会における「改正する法律案」及び第四十六回国会における「千円の記念銀貨発行のための「オリンピック東京大会記念のための千円の臨時補助貨幣の発行に關する法律案」の三件であり、いずれも可決成立した。

調査を行なつた問題は、各種競技施設の新増設整備(国立競技場の改築、国立屋内総合競技場の新設、駒沢地区各種競技場の新設、戸田漕艇場の改修、武道館の新設、馬事公苑の改修、江の島ヨットハーバーの新設等)、選手村及びその関係諸施設の整備、道路等の建設整備、並びにこれらに關する予算の確保、用地取得、補償、環境整備等大会実施のための主問題のほか、関連する問題として、オリンピック候補選手の強化対策、新興国スポーツ大会参加選手の東京大会参加問題、国内及び外国における入場券の販売、自衛隊、警察、消防等の協力態勢、オリンピック国民運動の啓蒙、都市美化対策、外客の宿泊対策、人工衛星による海外へのテレビ中継、記録映画の製作等各般に亘つており、事態に即応して適時効果的に活動を行なつた。

オリンピック東京大会は、十月十日の開会式に始まり、同月二十四日の閉会式をもつて大成功裡に十五日間の全日程を終了した。

よつて、本委員会は、所期の目的を完了したので、ここに報告する。

調査報告書
災害対策特別委員長 小平 芳平

調査報告書

災害対策特別委員長 小平 芳平
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十九年十一月七日

調査報告書 第四十五回国会において採択された諸議の処理経過

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本特別委員会は、第四十六回国会中において、昭和三十三年に発生した災害のその後の処理状況、東京湾等の海況の異常による被害状況、九州、東北地方の雪害及び霜害による被害状況、九州、四国地方の長雨による被害状況、新潟及び長崎県下の地すべりによる被害状況、北海道利尻、朱鞠内等の大火による被災状況及び新潟地震による被害状況について報告を聴取し質疑を行ない特に青森、岩手両県に委員を派遣し、東北地方における雪害の状況及びその対策を調査した。閉会中においては、新潟地震、昭和三十三年七月山陰、北陸豪雨、台風二十号及び北海道における異常低温による被害状況及び復旧状況調査のため新潟、山形、秋田、島根、鳥取、鹿児島、宮崎県及び北海道に委員を派遣する等鋭意調査に努めたが、本調査はその対象が広範多岐にわたり、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書
公職選挙法改正に關する調査(總統事件)
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十九年十一月七日

公職選挙法改正に關する特別委員長 大谷 資雄
参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会は、第四十六回国会開会中、本件調査の一環として第二次選挙制度審議会の答申並びに衆議院議員の総選挙に關する臨時特例法の実施状況及びこれについての世論調査の結果概要等に關し自治省当局から説明を聴き質疑を行なつたほか公職選挙法の実施状況等について委員派遣を行なつた。ついで閉会後においては同じく各種選挙の実施状況並びに選挙制度一般に關する諸問題について

て委員派遣を行なう等鋭意調査を進めたがなお慎重な調査の継続を必要とする諸問題も多々あり、本件調査を終了するに至つていない。

調査報告書

当面の石炭対策樹立に關する調査(總統事件)
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

調査報告書

本委員会においては、第四十六回国会開会中高松炭鉱ガス爆発に關する件について、政府当局から説明を聴取し、質疑を行なうとともに、産炭地域振興に關する件について、参考人から意見を聴取し質疑を行なつた。

なおこれに続く閉会中においては、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、問題が広範多岐にわたるため、未だ結論に到達することができなかった。

内閣参事第一号

昭和三十九年十一月二十四日

内閣総理大臣 佐藤 榮作
参議院議長 重宗 雄三殿

国会法第八十一条第二号の規定に基づき、第四十五回国会の開会中貴院において、採択され、内閣に送付を受けた諸議の処理経過を別冊のとおり報告する。

第四十五回国会参議院において採択された諸議の処理経過

第四十五回国会において、参議院で採択され、内閣に送付を受けた諸議は、内閣において、これをそれぞれその諸議の關係庁に送付し、關係庁からその処理案を内閣に提出し、これを閣議に附し

昭和三十九年十二月十八日 参議院會議録追録 第四十五回国会において採択された請願の処理経過

て決定することとした。その結果処理案を決定したものは左記のとおりで、その他は目下調査中である。

右の処理要領を集録すれば、別紙のとおりである。

記
内閣受理件数 処理案決定件数
第四十五 四七件 四五件
回国会

件 名	おもな主 管 庁	請 願 に 対 す る 処 理 要 領
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願外二十三件 (第一・八・一〇・一一・一五・一八・二一・三〇・三一・三六・四四・四五・四六・七七・七八・七九・八〇・八一・一九八・一九九号)	総 理 府	一、および三、現職公務員の給与は、現在公務に従事しているという事実を前提として、現に生産等に寄与している一般の勤労者に対する処遇との均衡を考慮して改善されるものであるから、退職後の公務員についてこの種の改善を直ちに全面的に反映せしめるべきであるという意見には、にわかに賛成し難いものがあるが、物価の推移、一般生活水準の上昇、国家財政の充実等を考慮し、恩給の額をどの程度にするかについては、今後にも検討を要する問題であると考ええる。なお、恩給、年金等の年金額の問題については、総理府に設置されている公務員年金制度連絡協議会等において恩給、共済を通じる問題として検討が進められているが、結論を得る段階に至っていないので、今後とも検討を続ける必要があるものと考ええる。 二、公務員の既裁定年金の改定に関しては、財源負担、改定の基準等について未解決の問題があり、他の制度との関連についても検討する必要がある。 三、および五、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)附則の規定により外国政府職員または外国特殊法人職員としての在職期間を恩給公務員期間に通算する措置は、主として人事管理上の要請により特例として認められたところであつて、これを更に請願のように優遇措置を講ずることは困難と考えられる。また、共済組合制度については、この要望は保険数理に基礎を置く共済組合制度にはなじまないものであるから、国家公務員共済組合制度独自の立場から、これらの要望につ
元満洲鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給、共済問題に関する請願外九件(第四七・七〇・八二・一一・一一・一二・一一三・一一四・一一五・一一六号)	同	一、二、三、および五、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)附則の規定により外国政府職員または外国特殊法人職員としての在職期間を恩給公務員期間に通算する措置は、主として人事管理上の要請により特例として認められたところであつて、これを更に請願のように優遇措置を講ずることは困難と考えられる。また、共済組合制度については、この要望は保険数理に基礎を置く共済組合制度にはなじまないものであるから、国家公務員共済組合制度独自の立場から、これらの要望につ

北海道開発局の職員定数増加に関する請願(第五〇号)
同

いて措置することは困難である。
四、元満鉄の職員であつた期間の通算措置は、公共企業体職員等共済組合法の施行日前に退職した者のうち、恩給公務員でなかつた者には通算の適用がないが、これを通算することは次の理由により困難である。
ア 元満鉄職員期間の通算措置は、旧法による共済組合または旧勅令による共済組合当時退職した国家公務員についても適用されておらず、これらの公務員と三公社職員との取り扱いについては、何等不均衡にはなつていない。
イ 公共企業体職員等共済組合法は、同法施行日前から継続して同法施行日以後も組合員である者および同法施行日以後組合員となつた者の取り扱いを定めているものであり、同法施行日前の退職者で、同法施行日以後組合員となつていない者の取り扱いについては従前の例による(恩給法、旧国家公務員共済組合法等による)こととされている。
これまで公共企業体職員等共済組合法において、期間通算措置等の制度の改正が行なわれた際は、いずれも施行日前の退職者に対してはこれを適用させていないので、本件のみさく及して通算措置を講ずることとすれば、旧日本医療団職員、外国政府職員その他の通算措置との取り扱いにおいて不均衡を生ずることになる。
昭和三十一年度は、第二期北海道総合開発計画実施の第二年度にあたり、この計画達成を強力に推進するため、所要の予算の増額をはかり、あわせてこの事業実施のため、必要な新規定員増として四十一人を要求している。
開発事業費の伸び率に対し定員の増加率は少ないが、開発局においてはこのほり大な事業費を処理するため、事業実施計画において、工事施行の請負化の推進、請負工事の早期発注、工事規模の可及的大型化、一般事務の簡素化等を検討して事業の能率的執行策を極力推進し、また、これとあ

連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金増額に関する請願外四件(第二〇・三五・四八・一一〇号)

同

わけて機構の整備、職員の適正配置等の措置を講じ、職員に過重な労働負担がかからないよう配慮している。

しかし、最近における事業量のいちじるしい増大に対処して、これを完全かつ能率的に消化していくためには、なお幾多の改善すべき点があると思われるので、昭和三十八年一月以来開発局に「事業量の増大に伴う事業執行態勢に関する委員会」を設け、事業執行方法の改善策を研究し、事業の円滑な執行に努力している。

連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律(昭和三十六年法律第二百十五号)に規定する各給付金の額については、その後附帯決議の主旨にそい種々検討したところ、同種事案である行政協定第十八条事故補償の支給基準または人身被害に関する他の法令の支給額と比較しても特に不利であるということは認められない。

なお、この法律による給付金の実質は見舞金であり、かつ療養、休業および障害の各給付金は、被害者本人に支給されるべき筋合いのものであるので連合国占領軍等の行為等による負傷または疾病のため療養し、休業または障害が存した被害者がこの法律施行前に死亡したときは、療養給付金、休業給付金または障害給付金をその者の遺族に支給しないこととしたものである。

本件については、国土総合開発法等に基づく諸施策の推進を図るものとするが、今後さらに他の施策を講ずる必要があるか否かについては、十分検討したい。

原子力関係災害救助法成立促進に関する請願(第一号)

同

原子力事業従業員の業務上受けた原子力災害については、他の一般の労働者と同様に「労働者災害補償保険法」等により補償が行なわれている。しかしながら、原子力事業従業員に対する災害補償について、さらに万全を期し特別の措置を要するかどうか検討するために、原子力委員会は昭和三十七

引揚者の在外私有財産補償に関する請願二件(第一六・一〇七号)

同

年十月に学識経験者等から成る「原子力事業従業員災害補償専門部会」を設置し、同専門部会において災害補償を含め広く原子力事業従業員の原子力災害問題について検討を加えており近く結論が出される予定であるので、本件はそれをまつて処理することとした。

(一) 昭和三十九年度においては、臨時在外財産問題調査室において、在外財産の管理処分状況等の国外調査を実施することになっており、現在、国内の実態調査を実施するつもりはない。なお、将来必要が生じた場合は、改めて検討する所存である。

(二) 在外財産問題について政府は、前回の在外財産問題審議会(昭和二十九年七月総理府設置法により設置)の最終的答申に基づいて、引揚者給付金支給等の措置を行なうことによつて、一応解決したものと考へていたが、なお世上幾多の論議があるので、広く民間有識者の意見を聞いて慎重に検討するため、今回、総理府設置法等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第二百十六号)により新たに在外財産問題審議会を総理府に設置することとした。

高知地方事務局吾川出張所存置に関する請願(第二一九号)

法務省

法務局の出張所の多くは、明治、大正時代に設置されたものであり、大半が一人ないし二人というきわめて小規模なものである。そのため、複雑多岐にわたる登記・台帳等の事務を適正・迅速に処理する態勢に欠けるところが少なくないので、交通の利便その他諸般の事情を考慮に入れ、関係市町村の理解のもとにこれを適正規模の出張所に再編成しようとしているのであるが、吾川出張所の統合についても四囲の状況を十分検討のうえ、慎重に処理することにしたと考へている。

租税特別措置法施行令に基づく固定資産の耐用年数等に関する省令別表第二の「設備の種類」に関する請願(第四三三号)

大蔵省

本件については、昭和三十八年十月十八日付大蔵省告示第三百二十四号により、「租税特別措置法第十一条第一項第二号及び第四十三条第一項第二号の規定の適用を受ける機械その他の設備及び

輸入生鮮果実類の簡易通関制度
適用に関する請願外二件(第
六〇・六一号)

同

国内産牛乳による学校給食制
度の法制化に関する請願(第
六六号)

文部省

期間を指定する告示(昭和三十六年七月大蔵省告示第二百十三号)(中小企業用合理化機械の指定告示)の一部改正を行なつた結果、改正告示別表番号百に掲げる製造設備により製造される製品の部分品または附属品の製造設備が追加指定されたため、「建設機械部分品又は附属品製造設備」にも合理化機械等特別償却制度の適用が受けられることになり、請願の趣旨にこたえてゐる。

一、簡易通関制度を輸入貨物の金額の多少にかかわらず適用することは、関税の徴収上弊害が生ずるおそれがある。

二、生鮮果実類で至急に引き取りを要するものについては、現在、関税法上認められている輸入許可前引取り制度を活用して、正式許可前の引き取りを認める等の措置を講じており、かつ、生鮮果実類の積載船舶の接岸の時から直ちに通関手続を開始することとして即日引き取りができるように取り扱つてゐるので、あえて簡易通関の対象としなくとも請願の趣旨に十分こたえてゐると考える。

一、国内産牛乳による学校給食制度の法制化について

国内産の牛乳による学校給食は、昭和三十二年以降実施してきているが、国内産の牛乳の消費の増進により、わが国酪農の健全な発達をはかるとともに、児童および生徒の体位の向上に資するため、昭和三十九年度以降は、これを計画的に実施していくこととしている。

計画の実施にあつては、当面は予算措置および行政上の指導で行なうこととし、その法制化については、牛乳の生産、流通、価格等酪農全般にわたる基本的な対策の樹立の一環として根本的に検討することとした。

二、乳価値下げに対して適切な行政措置を講ずることについて

昭和三十八年十月以降の乳価値下げについては、中央調停の申請があつた青森、岩手、秋田

および群馬の四県について、調停員を指名して、調停を行なつた結果、昭和三十九年三月二十七日ないし二十八日に調停の成立をみた。なお、今回の中央調停に係る当事者以外の者の乳価のとりきめについても、これと均衡を失しないよう当事者の協議が行なわれるものと考へられたので、調停案の内容を十分考慮して適切な指導を行なうよう地方農政局長に通達した。

三、国内産牛乳による学校給食の拡大と学校給食用脱脂粉乳の輸入の抑制について

国内産牛乳の消費の増進によりわが国酪農の健全な発達をはかるとともに、児童および生徒の体位の向上に資するため、昭和三十九年度は学校給食用牛乳の供給量を四十万石(前年度二十九万石)に増加するとともに、今後とも学校給食用牛乳の供給量を逐年増加することとし、これに伴い学校給食用脱脂粉乳の輸入量を漸減する方針である。

四、飼料の農家購入価格を引き下げるよう特別の措置を講ずることについて

飼料は畜産の基礎的資材であり、その安定的供給は、畜産経営発展の不可欠の条件である。したがつて今後とも、飼料需給安定法に基づく輸入飼料の適正な運用等によつて、需給の調整と価格の安定をはかつていく考えである。

五、総合的な酪農発展の計画をすみやかに樹立することについて

酪農の基本対策については、生産、流通および価格の各分野にわたつて、抜本的な検討を行なつて決定することとした。

右に同じ。

国内産牛乳による学校給食制度の法制化に関する請願(第一七号)

同

産業教育実習施設・設備の整備に関する請願(第八九号)

同

高等学校における産業教育のための実験実習施設・設備の基準については、中央産業教育審議会の答申(昭和三十八年十月)の線にそつて改訂の準備を進めている。

児童の栄養改善に関する請願
(第三号)

同

公立学校建物の施設基準の改
善等に関する請願外二件(第
四二・九〇号)

同

国立小諸療養所の医療業務監
査並びに医局改善強化に関す
る請願(第四号)

厚生省

なお、産業教育設備充実のための助成は、昭和
三十九年度から新基準によつて行なうこととして
いる。これと併行して昭和三十九年度から新基準
による設備充実について助成を行なうこととして
いる。

昭和三十九年度高等学校産業教育設備費
補助金 十億円(新規)

中学校における技術・家庭科の設備について
は、昭和三十五年度から三十九年計画で、全中学を
対象に一校三十万円(国庫補助十五万円)の設備の
整備を図つたが、昭和三十八年度から、さらに公
立中学校を対象として第二次緊急整備充実計画に
よつて整備を図ることとしている。

なお、昭和三十八年十月中央産業教育審議会か
ら「中学校技術・家庭科実験実習設備の基準につ
いて」の建議があつたので、これに必要な予算の
計上について努力している。

昭和三十九年度中学校産業教育設備費
補助金 二億二千七百十四万五千円

学校給食の内容を充実するため栄養士が置かれ
ることは望ましいことであるので、その設置を奨
励するため、昭和三十九年度は、学校給食共同調
理場におかれる栄養士の給与費について国庫でそ
の一部を補助することとした。

一、昭和三十九年三月三十一日法律第四十号をも
つて義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部が
改正され、本年度から基準改定を行なうよう措
置された。

二、昭和三十九年度予算の積算については、昭和
四十三年度の児童生徒数の推計数に基づき昭和
三十九年度以降五カ年間の事業量を新基準によ
り推算し、これを基礎としている。

早速係官を現地に派遣し、実情調査を行なつた
ところ、患者の不満はおおむね解消されていると
考えられるが、患者の取り扱いについては医療の
面はもとより、施設職員との人間関係の面につい

国立療養所の給食費純材料費
引上げに関する請願(第二二
一号)

同

国立療養所の入所料二割引制
廃止等反対に関する請願(第
一二二号)

同

国立療養所の暖房設備完備に
関する請願(第二二三号)

同

結核による重度身体障害者の
福祉対策に関する請願(第二
五号)

同

結核対策の充実に関する請願

同

て、今後とも十分配慮するよう所長に対し指示し
たところである。

食糧費の増額については、昭和三十九年度にお
いては従来の材料費一日一人当たり百二十円を百
二十六円に、また特別食については、一人一日当
たり百五十円を百五十八円六十銭としたが、なお
一層増額に努力する。また、これが実施にあたつ
ては、賄材料の購入方法および調理技術向上に一
段の工夫を加え、実質的な内容の改善に努める所
存である。

一、国立療養所における診療費の経費無料の取扱
制度については、社会保障制度の拡充とともに
種々問題が生じているので、診療費減免の方法
等慎重に検討したい。

二、国立療養所は結核医療機関の中核として結核
対策の最終責任を負うものであり、軽々しく転
換、縮小等を行なうべきでないことはいうまで
もない。しかしながら、昭和三十八年度結核実
態調査の結果によれば要入院患者は漸減の傾向
にあり、一方近年特に慢性疾患ならびに精神病
患者の収容、治療が強く叫ばれている折から、
地域の医療需要によつては医療機関の再編成は
必要であると考えらる。

なお、看護婦の充足対策については、一層努
力する考えである。

国立療養所東京病院の建物は、建築後相当の年
月が経過しており、保安度が低いため、逐次暖房
設備を含めた鉄筋病棟に更新する方針をもつて整
備を行なつていくところである。

結核による障害者の福祉対策については、従来
法的裏付けが全くなくなつたが、結核による障害
程度認定基準の作成が急がれているので、同基準
の作成をまち、検討することとしたい。

一、結核の治療については、従来より治療方針に

外三件(第二一七・一一八・一一九号)

基づいて実施するより指導している。また、薬剤予算の増額については、今後とも努力したい。

二、需給の状況等とも関連する問題であり、目下進められている看護職員増加対策の進展と併せて、今後十分に検討したい。

三、結核の長期療養者に対して生活補給金を支給することは研究しているが、生活保護法その他社会福祉各法、社会保険各法等との関連もあり、早急に実施することは困難である。

四、命令入所関係の予算の増額には今後とも努力したい。また国民健康保険および健康保険における給付率の向上についても慎重に検討したい。

五、入院患者の公費負担の根拠が、生活保護法から結核予防法に改められることによる不利益はない。

六、国立療養所における診療費減免の方法等については、今後慎重に検討したいと考えている。また、病院事業に地方公営企業法を適用するのは、これによつて事業の経理の内容を明らかにするためであり、経営の営利化を助長するものではない。

七、食糧費については、昭和三十九年度においては、従来の百二十円を百二十六円に、また特別食については、一人一日当り百五十円を百五十八円六十銭としたが、なお一層増額に努力したい。

八、結核入院患者のうちには流感予防接種を行なうのが適当でない者も多いと考えられる。また、無料で行なうことについては、結核患者のみをとりあげて無料接種を行なうことは困難と考える。

九、設備の改善については、今後とも一層努力したい。

十、結核回復者対策の強化については、現在結核予防審議会で審議中の結核回復者に係る障害程度認定基準の作成とも関連して、目下検討中である。

十一、結核による障害を福祉年金の支給対象とする

三害(か、はえ、ねずみ)追放
に關する請願(第三二号)

同

社会福祉関係予算確保に關する請願外八件(第三三・三八・六五・七一・七三・一二五・一二六・一二七号)

同

ることについては、第四十六国会において国民年金法が改正され、支給対象とされることとなった。また、福祉年金の増額については、拠出制年金との均衡、生活水準の向上等を考慮のうえ、引き上げの方向に努力したい。

清潔で明るい生活環境を保持するためには、国および地方公共団体はもろろ国民一人一人がその責務を全うすることによつて始めて達成されるものである。政府においては、国民の自主的な実践活動を基盤として健康で文化的な生活の最低要件である生活環境浄化対策の一環として、「生活環境の実践運動について(昭和三十九年四月十日厚生省発第百五十八号各都道府県知事あて厚生事務次官通知)」をもつて、環境衛生思想の普及およびその実践を推進するため、地方公共団体、小中学校、各地区組織その他の団体を通じて強力に本運動を実施し、国民の健康生活の向上確立に努めている。

一、生活保護法による保護の基準は、一般国民生活の推移等を勘案のうえ、その改善を図つていく所存である。

二、保育所については、適正な配置を図ることを目標として整備を図るとともに地域的、季節的な特殊事情を勘案して設けられたへき地保育所および季節保育所の増設ならびに充実について、今後とも努力していくこととしている。昭和三十九年度においては一般保育所百四十五カ所、へき地保育所三百四十五カ所新設を図ることとしている。

三、社会福祉施設の拡充整備については、従来から重点的な施策としてこれが整備に努めているところであるが、昭和三十九年度においても施設の増設等について計画的、かつ、重度的に整備を行なうこととし、これがため国庫補助金についても前年度より五億円増額二十五億四千万円を計上することとした。

四、社会福祉施設のうち保育所入所児童の保育料

の徴収金基準額については、昭和三十八年度においては主として低所得層を中心に負担の軽減を図り、また昭和三十九年度においては児童の処遇費の改善に伴い若干の補正を行ない、今日に至っているが、現行の基準額については、おおむね保護者の負担能力に耐えうる妥当なものと見られる。なお個々の家庭から実際に保育料を徴収する場合にはその負担能力等を十分勘案して行なうこととし、必要な調整を加えているところである。また、現行の保育料の徴収金基準額については今後においても、経済的、社会的諸条件の変動に即応するよう常に検討を加え、必要に応じ所要の調整を行なうこととした。

なお、その他の社会福祉施設についても保育所とは同様の徴収方法が定められているが、これについても必要に応じ所要の調整を行なうこととした。

五、児童福祉施設職員の処遇については、従来特に重点的に予算措置を講じて来たところであり、昭和三十九年四月までに昭和三十五年四月に比し本俸について八十六%ないし百一%程度のアップがなされている。昭和三十九年度においては特に各種手当の改善に重点を指向し、超過勤務手当を増額し夜勤手当および通勤手当を新規に計上したほか、暫定手当、社会保険事業主負担を改善した。

なお、保母等の増員については、昭和三十九年度より次のとおり改善を図った。

養護、虚弱、短期治療施設

児童十人につき一人、九人につき一人

教護院

児童八人につき一人、七人につき一人

精養、盲児施設

七人につき一人、六人につき一人

ろうあ児施設

十人につき一人、六人につき一人

乳児院

三人につき一人、二・五人につき一人

身体障害者福祉に関する請願
(第二四号)

同

精神通園施設

十人につき一人、七・五人につき一人
その他の社会福祉施設の職員についても児童福祉施設とは同様な処遇の改善および定員の増を図っているが、今後とも努力いたしたい。

六、民間社会福祉事業の育成強化については最近その必要性が一段と高まりつつあるが、住民に最も接している市町村社会福祉協議会の活動をより一層強化するためにも福祉活動指導員の設置が望まれるので、これを設置すべく検討中である。

一、(1) 支給範囲の拡大については、昭和三十九年八月一日から結核、精神病等の内部障害者に対し、障害年金または障害福祉年金を支給するよう第四十六回国会において改正法が成立した。

(2) 本人所得制限の引き上げについては、二十万円に引き上げるよう第四十六回国会において改正法が成立した。

(3) 年金額の引き上げについては、第四十三回国会において二万一千六百円に引き上げたが、今後は拠出制年金との均衡も考慮し検討していきたい。

二、身体障害者に対する各種交通料金の割引の拡大は、国鉄については、身体障害者旅客運賃割引規程により身体障害者に対する運賃の割り引きが行なわれているが、これらの公共上の理由により割り引きが国鉄財政の重圧となつている現在、これをさらに拡大することは困難である。私鉄、船舶、バスについても、身体障害者に対し国鉄と同様な割引はそれ以上の割り引きが行なわれているが、現行以上に割り引きの幅をひろげることが、各事業者の経営状況からみてむずかしい。また、航空機については、割り引きの範囲等今後慎重に検討することとした。

三、身体障害者に対するラジオ・テレビの受信料の免除については、現在NHKの受信料免除基

準によつて貧困な身体障害者および視覚、聴覚障害者に対してのみ免除の措置がとられているがこれを請願のごとく身体障害者のすべてに拡大することについては、NHKの財政に及ぼす影響の点をも十分に考慮して、今後、慎重に検討を加えるべきものと考えます。

四 所得制限を今直ちに撤廃することは、現行の各種福祉施策との均衡上困難であるので、当面は所得制限を緩和することより本人負担の軽減を図ることとしたい。またその他の面についても、請願の趣旨にそつと十分努力いたしたい。

五、身体障害者の雇用の促進について、強制的な方法によることについては、わが国の実情からみると、雇用主にやむを得ず身体障害者を雇用するという意識をもたしめ、かえつて、身体障害者を迎え入れるふん困気が職場に醸成されることを妨げる結果となつて、雇用される身体障害者をその職場に定着させることとはならないものと考えられる。したがつて現状においては、身体障害者に対する公共職業訓練、適応訓練等を実施することによりその労働能力を向上させる方策をとるとともに、雇用主および社会一般の理解と協力を得ることによつて、その雇用の促進を図らうとする現在の法制がもつとも妥当であると考えます。

民間社会福祉事業の育成強化については、最近その必要性が一段と高まりつつあるが、住民に最も触れている市町村社会福祉協議会の活動をより一層強化するためにも福祉活動指導員の設置が望まれるので、これを設置すべく検討中である。

宮城県気仙沼湾から大根崎海岸にいたる区域は昭和三十九年六月一日陸中海岸国立公園に編入した。

なお、岩手県普代村松磯から青森県種差海岸一帯の地域については、差し当たり国立公園に編入することは考えていない。

漁業災害補償制度の早期確立に関する請願外四件(第九・一三・二二・一〇三号)

漁業災害補償法の早期成立に関する請願(第一九号)

農林年金(農林漁業団体職員共済組合)法改正に関する請願(第二三三号)

国有林解放に関する請願(第九六号)

乳価安定対策確立に関する請願(第九七号)

農林省

中小漁業者が異常の事象等により受ける損失を合理的に補てんし、漁業の再生産の阻害の防止および経営の安定に資することを目的とした漁業災害補償制度を確立するための漁業災害補償法の成立により請願の趣旨は達せられた。

右に同じ。

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正(昭和三十九年法律第百十二号)により請願の趣旨に達せられた。

国有林野の活用については、国土保全その他国有林野の使命達成との調整を図りつつ、その所存する地域の農業構造の改善、林業構造の改善その他産業の振興または住民の福祉の向上のために、これを積極的に行なう方針である。

一、乳価安定対策については、酪農の安定的発展を期するための生産、流通等酪農全般にわたる諸制度の再検討の一環として、その充実強化を図る方針のもとに目下検討中である。

なお、安定価格の引き上げについては、昭和三十九年度の原料乳の安定価格を前年度に比し、一キログラム当たり一円六銭引き上げ、二十九円三十三銭とした。

二、草地造成等の飼料対策については、昭和三十九年度から草地造成改良事業の国庫補助率および事業単価の引き上げ等助成内容の充実を図つたほか、緊急飼料作物増産事業等飼料対策の充実強化を図つた。

三、長期低利の金融施策については、昭和三十九年度から畜産経営拡大資金の利子を年五分五厘に引き下げたほか、農業近代化資金助成枠の拡大農林漁業金融公庫資金の貸付枠の弾力化等長期低利資金の供給の円滑化を図つた。

四、国内産生乳の学校給食を恒久化するための制度の確立については、昭和三十九年度以降は計画的に実施することとし、その実施に当たつて

市町村社会福祉協議会に福祉活動普及員設置に関する請願(第二二八号)

同

陸中海岸国立公園地域を拡張し三陸沿岸一帯の追加指定に関する請願(第九九号)

同

漁港の整備促進等に関する請願(第二〇四号)

同

は、当面、予算措置によるものとするが、その恒久化については、牛乳の生産、流通、価格等酪農全般にわたる基本的な対策の樹立の一環として根本的に検討したい。

一、漁港整備促進について

(一) 漁港予算の増額による漁港整備の早期完成
漁港修築事業、漁港改修事業、漁港局部改良事業および海岸保全施設整備事業は、それぞれ漁港の整備および防災上重要な事業であるので、鋭意その整備の促進に努めており、今後ともこれらの事業に必要な予算の確保とその効率的実施をはかり早期完成に努めたい。

なお、改修事業について法的措置を講ずべきかどうかについては、今後の問題として検討したい。

(二) 漁港関係事業の国庫補助率引上げ

漁港修築事業、漁港改修事業、漁港局部改良事業および海岸保全施設整備事業について一般的に国の負担率または補助率を引き上げることについては、同種の他の公共事業との関係もあり、今後の問題として検討することとしたい。

(三) 特定第三種漁港に対する高率国庫負担並びに修築事業の国営施行

特定第三種漁港の基本施設にかかる修築事業に対する国庫負担率の引き上げについては、第四十三回国会で成立した漁港法の一部を改正する法律の施行により、従来の国の負担率百分の五十を百分の六十に改めたが、今後とも検討することとしたい。

(四) 特定第三種漁港の修築事業を国の直接事業として施行すべきかどうかについては、種々問題があるので、今後検討したい。

漁港関係事業に対する起債の確保
漁港関係事業に対する地方債については、一般会計債の一般単独事業債の枠のなかで許可されているが、今後とも必要額を確保する

ようにしたい。

(四) 漁港機能施設の国庫補助による推進

現在、漁港法に基づく漁港機能施設のうち公共事業費による補助の対象となる施設は、輸送施設、漁港施設用地(公共施設用地に限る)および漁業用無線施設に限られているが、これらの対象施設以外の機能施設を補助対象とすべきかどうかについては、今後の問題として検討したい。

(六) 漁港の災害復旧および災害関連事業の急速実施

漁港施設の災害復旧事業および災害関連事業については、従来早期完成をはかることを目途として鋭意努力してきたが、今後とも国の予算の許す範囲内でできる限り早期完成を期しうよう努めることとしたい。

(七) 漁港行政機構の内部機構の拡充

水産庁漁港部の内部機構については、今後とも整備合理化に努めることとしたい。
なお、漁港技術研究所の設置については、にわかに単独の研究機関とすることは困難であるので、昭和三十九年度は漁港建設に関する調査研究を行なうとともに、水産土木の研究を促進するため農業土木試験場に水産土木部を新設することとし、この機構整備に必要な農林省設置法の一部を改正する法律が第四十六回国会で成立した。

二、地方団体の漁港担当部課の内部機構の強化については漁港関係の事業および事務の量等との関係もあるので、今後検討することとしたい。

三、漁港関係事業の早期着工措置について

漁港整備事業用作業船の建造または購入の費用について国が補助すべきかどうかについては、事業の施行者が作業船を使用して施行する漁港整備事業の量等の関係その他同種の他の公共事業との関係もあるので、今後の問題として検討したい。
北海道、日本海等特殊な気象条件の地方については、毎年度漁港関係事業の実施計画につき、あらかじめ打ち合わせを行ない年度開始後早い機会に着工できるようにしているが、今後とも一層事業の早期着工をはかるよう努めることとしたい。

四、漁港整備期間の短縮について 昭和三十八年度から実施されているいわゆる第三次漁港整備計画は、関係各省の密接な連絡のもとに他の地域開発計画との関係を考慮し、水産部内においても沿岸漁業構造改善事業の関係も考慮して策定したものであるが、これらの他の地域開発計画等にかかる整備漁港については、なお実施の段階においてもその漁港の存する都市村落の他産業の発展の状況ならびに漁業の現状と推移を考慮して実情に即するよう重点的効率的に事業の実施を図ることによりできる限り当該漁港の整備期間を短縮するよう努めることとした。	五、漁港整備の小規模工事に對する国庫助成について 現行の漁港局部改良事業等の補助対象範囲に達しない小規模な漁港の整備については、漁港管理者がその負担において維持管理の必要上行なうことが困難であると認められる場合もあると考えられるが、国の予算との関係および国費の効率的使用という観点からの問題もあるもので、今後検討したい。	六、小規模漁港の航路標識の整備促進について 地方的小規模漁港の航路標識については、航行の安全上必要と認められるが、目下利用範囲の広い航路標識の整備を重点的に進めているところであるので整備計画の進ちよく状況を勘案して逐次整備する所存である。	バナナ加工室の防災措置に関する請願(第六三三号)	同	同	バナナ室の防災措置に関する請願(第六四号)	同	三井三池炭じん爆発事故の責任追及及び人命保全に関する請願(第一三二二号)	通商産業省
人命の尊重はなによりも大切なことであるので、これまでも鉱山保安行政を進めるにあたつては、保安の確保を第一として諸般の対策を実施してきたところであり、今後さらにこのような方針を堅持しつつ、保安監督の強化、鉱山保安法令の改正、保安融資の拡充等を通じて、鉱山保安行政の一層の強化充実に期したい。	バナナの加工室の防災については、労務災害防止の問題として、昭和三十九年四月十四日付け労働省労働基準局長通達で「バナナ加工作業における窒息防止対策要項」を定め、これにより事故を未然に防止するよう指導監督にあたつて右に同じ。								
天然ガス資源開発五箇年計画の推進に関する請願(第九六号)	バナナボート(バナナ輸送専用船)の建造を政府の計画造船に繰入れ促進に関する請願(第六七・六八・九二号)	三陸沿岸縦貫鉄道の早期完遂に関する請願(第一〇〇号)	漁業に関する海難救助改善の請願(第一三〇号)	同	同	同	同	同	同
一、昭和三十九年度の予算においては天然ガス調査研究費として、二億四千四百万円が計上されているが、これは昭和三十八年度の予算額に比し三千五百万円の増加となつてゐる。 なお、この予算にもとづく事業計画としては秋田県能代市と千葉県大佐和町にそれぞれ一坑ずつの層序試験、山形盆地に地震探鉱、関東平野に磁気探鉱、地震探鉱、秋田県に構造試験二坑等を行なう予定である。 二、昭和三十九年度における天然ガスの開発計画の一部については、政府関係金融機関から融資を行なうべく検討中である。 三、税制上の優遇措置の要望を認めるかどうかについては、慎重に検討したい。	国際収支の改善と輸出入物資に対する長期かつ安定した輸送手段の確保を図るため毎年開銀融資による新船の建造を実施している。昭和三十九年度も、この方策により、国民経済に不可欠な原材料物資(鉄鉱石、石炭、石油等)や輸出品等の輸送のため定期船、専用船、タンカーの建造の集約を行なつた海運企業に限り行なはせることとしてゐる。バナナ輸送については、台湾、中南米等からの輸入動向にかんがみわが国海運業におけるこの種の輸送の企業採算をも考慮しつつバナナボートの建造について慎重に検討したい。	一、大間鉄道(大畑・大間間)については、昭和十四年頃に一部着工したことがあるが、その後中止したまま今日に至つてゐるものである。建設については、今後研究したい。 二、久慈線(久慈・宮古間)および盛線(釜石・盛岡)については、昭和三十七年三月着工線となり、目下着工準備中である。 三、石巻・柳津間については、鉄道敷設法予定線に該当してゐない。予定線編入については、今後研究したい。	一、遠距離海難に対処するため、大型巡視船および航空機の増強整備をはかるよう鋭意努力を続けているが、さしあたりは、現有の巡視船、航空機等の有機的な運用をはかつて、海難救助に遺憾なきを期するとともに、今後とも、一層遠距離海難救助体制を整備するよう努力する。 二、海難救助の費用は、海上保安庁の船艇等によつて救助が行なわれた場合に被救助船に負担させないのほかもあり、またそのほか水難						

失業対策事業従事者の希望退
職者に対する一時金支給並び
に賃金引上げに関する請願外
二件(第五・六号)

労働省

じん肺法等改正に関する請願
(第二二号)

同

救護法においても一定の場合には国が負担することになつてゐるが、海難救助体制の一層の拡充整備をはかるため、これが制度の運営改善については、さらに検討する所存である。

三、関係官庁および民間団体による救助機関については、従来から海上保安庁と全国に設けられている水難救済会等民間救助機関が相互に協力して救難活動に万全を期してゐるところであるが、今後とも、さらに民間機関の育成に努力する。

一、失業対策事業の就労者については、従来から通常の職業紹介のほか、転職促進訓練、雇用奨励制度等を実施し、その職業と生活の安定に努めてきたところであるが、昭和三十九年度からは、雇用奨励制度の内容を一層充実し、就職支度金の貸付額を二万円から三万円に引き上げるとともに、雇用労働に就く者に限らず、自営をする者もこの制度の対象にしていくこととしたところである。また、世帯更生資金貸付制度を拡充し、昭和三十九年度において、自営業につく失業対策事業就労者を対象として、特に一億円の予算措置を講じ、生業資金の貸付け(貸付額十五万円以内、特に必要と認められる場合は二十万円以内)を行ふこととした。

二、失業者就労事業の賃金については、緊急失業対策法第十条の二の規定により、労働大臣が失業対策事業賃金審議会の意見を聞いて同一地域における類似の作業に従事する労働者に支払われる賃金を考慮して、地域別に、作業の内容に応じて定めることになつてゐるので、昭和三十九年度の賃金は、この規定に基づき、最近において実施された屋外労働者職種別賃金調査等を基礎として定められたところである。(予算単価五百一円九十銭)

一、じん肺にかかつた労働者等特定の労働者の平均賃金についての、他と異なる最低保障の率を用いることとするのは、にわかに賛成しがたい。

なお、労災保険の給付に係る平均賃金の問題については、現在労災保険審議会において検討が行なわれている。

二、粉じん作業従事労働者の健康管理については、一年ないし三年ごとに定期健康診断を行なう義務が使用者に課されており、定期外健康診断や随時健康診断の制度も法定されている。また、このほかに労働基準法に基づく年二回の健

康診断の実施義務も使用者に課せられてゐる。したがつて、じん肺症状の一般的進行状況からみて、これらの健康診断に加えてさらに転退職時の健康診断を一律に法定化することは医学的に見地からして必要はないと考へられる。

三、粉じん作業従事者の病歴および職歴を把握することは、その健康管理および補償を適正に行なうため必要があるので、使用者に対し、健康診断の結果および職歴に関する記録の作成保存のほか管理区分を労働者に通知する義務を課しており、じん肺者手帳の発行は、特にその必要がないと考へる。

四、防じん対策を含む労働災害の防止の援助については、自主的に労働災害防止活動を行なう事業主の団体に対し労働保険特別会計から補助金を交付してその活動を促進すること等により労働災害防止対策の充実を図ることを目的とする労働災害の防止に関する法律の成立によつて請願の趣旨は達せられた。また、研究機関の充実については、かねてから努力してゐるところである。

なお、就労施設については、症状の安定したせき損患者のうち就労を希望する者のために労働保険の保険施設として作業施設を設置することとしており、じん肺患者等についてもその設置の必要性は考慮すべきものである。その実施方法を検討したい。

五、療養補償費については、療養上必要と認められる療養の給付または療養の費用の支給を行なつてゐる。また、療養開始後三年を経過しても治癒しない者に対して行なわれる第一種傷病給付については、療養費相当分を含むものとして平均賃金の二百四十日分の年金を支給してゐるが、受給額が低額である者に対しては、労働福祉事業団において療養支援の措置を講じてゐる。

なお、傷病給付については、その他の問題とあわせて労災保険審議会において検討が行なわれてゐる。

六、七、および一、休業補償費、傷病給付等の給付内容の改善の問題については、労災補償制度における給付体系、費用負担の在り方、他の社会保険との関連等を考慮する必要がある。現在労災保険審議会において関連する諸問題とともに検討が行なわれている。

八、じん肺については、その特殊性にかんがみ特に健康管理区分を設けて予防と健康管理の徹底を図るとともに、管理四に該当する場合には療養の必要を認めて補償の対象としてゐるが、療養を要しない管理三および管理二に該当する者

九、じん肺健康診断の結果管理三と診断された者に対しては、事業主は平均賃金の三十日分の転換手当を支給することとしているが、その後の賃金については、労使の自主的決定によるべきものであり、一律に従前どおりとするとは困難である。

なお、作業転換後管理四と診断された労働者に対する災害補償については、平均賃金の算定にあつては、作業転換の日を平均賃金を算定すべき事由が発生した日とみなして計算する等合理的な平均賃金の額を決定することによつて災害補償の額が不当に低くならないよう措置している。

一〇、労働条件は、労使の自主的決定によるべきことを本旨とするので復職者についてもこれを一律に従前どおりとするとは困難である。

一二、労災保険の長期給付と厚生年金保険の障害年金とを全額併給するときは、同一事故について使用者と国庫がそれぞれ二重に費用を負担することになつて不合理であるので、現在のところ費用負担の重複する限度において労災保険の長期給付につき暫定的に減額調整することとしている。しかしながら併給調整の問題に関しては、近く改善が行なわれる見込みである厚生年金保険の改善後の給付水準等をも考慮したうえで合理的な制度のあり方について、現在労災保険審議会において検討が行なわれている。

一三、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第二十九号)の施行の日の前日までに打切補償費の支給を受け、現行法の適用を受けない一部じん肺患者等については、労働福祉事業団において療養援護の措置を講じている。

一四、平均給与額の変動率を十%きざみにすることは、季節的変動、労働者構成の変化、調査上の誤差等賃金以外の要素の影響が大ききひびくので、現在の制度のままでは技術的に問題があるが、この問題についても現在労災保険審議会が検討が行なわれている。

一五、一六、および一七、災害補償につき職業病または特定の産業について特別に手厚く保護措置を講ずることは、他の負傷、疾病または他の産業との均衡、費用の負担、他の社会保険給付との関連等において種々問題を生ずるのでにわかに賛成しがたい。

なお、給付内容の問題については、現在労災保険審議会が検討が行なわれている。

新潟県塩沢町大字中地内一級国道十七号線舗装工事施行に關する請願(第六二号)

建設省

一級国道四十五号線等の整備促進に關する請願(第一〇二号)

同

大衆に關する料理飲食等消費税減免に關する請願(第八三号)

自治省

固定資産評価改定の適正化に關する請願(第九五号)

同

一級国道十七号線の当塩沢町大字中地内の部分の舗装については、昭和三十三年度において特殊改良三種事業により実施する予定である。

本路線の整備については、昭和三十八年度五億八千九百万円、昭和三十九年度十億二千五百万円の事業費をもつて促進を図つてゐる。三陸沿岸縦貫道路について北海道と同様に取り扱う道路法第八十八条の特別措置については、他地域との均衡もあり、また、財政力が十分でない地域の事業については、後進地域開発国庫負担特別法によつて国庫負担割合が引き上げられてゐること等から、さらに特別措置を講ずることは困難と考えられる。

接待を伴わない飲食の免税点およびチケット制飲食店の免税点については、昭和三十六年度の地方税法の一部改正によりそれぞれ大幅に引き上げられたところであり、これによつて大衆飲食の約九十%が免税となつてゐるので、現状においては、これを引き上げる必要はないと考へる。

新評価基準によつて固定資産の全面的な評価替を実施した結果、その評価額は農地については従来の評価額に比し、一、二、一、四倍程度の上昇にとどまつたものと推定されるが、この評価替の結果に基づく税負担の恒久的措置については、なお検討することとし、さしあたり激変緩和に主眼をおいて税負担の調整を行なうべく、さきに地方税法等の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第二十九号)をもつて所要の措置を講じた。

なお、農地以外の土地についても従来の基準年度における土地の税負担の増加割合等を考慮して従来の税負担の二割増を限度とする措置がとられた。

第六号中正誤

ハ 段行 誤 正
一 政権 政経
二 政権 政経
三 政権 政経

第七号中正誤

ハ 段行 誤 正
一 二百五十億 百五十九億
二 二百五十億 百五十九億
三 二百九十四万 二千九百九十四万